

新型コロナウイルス感染拡大防止のための高知大学の活動指針

現在のレベル2（令和4年12月24日から適用）

レベル	授業	入試	学生の課外活動	研究活動	県外移動・出張	行事・イベント等	管理運営活動 (事務業務含む)	会議等
0 通常								
1 制限 (小)	・感染防止策を講じた上で、対面で実施する。 ・オンライン授業も可とする。	・感染防止策を講じた上で、教室での筆記試験、対面での面接等の実施を可とする。	・感染防止策を講じた上で、活動を可とする。	・感染防止策を講じた上で実施する。	【全レベル共通】 ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用されている都道府県またはこれらと同等の感染状況にある都道府県への移動は慎重に判断する。	・感染防止策を講じた上で実施する。	・感染防止策を講じた上で、通常どおり実施する。 ・テレワークが可能な業務はテレワークを推奨する。	・感染防止策を講じた上で、対面での実施を可とするが、オンライン会議を推奨する。 ・外部との打合わせはオンライン会議を推奨する。
2 制限 (中)	・対面による授業とオンライン授業を併用する。対面による授業は、感染防止策を十分に講じた上で実施する。	・感染防止策を講じた上で、教室での筆記試験、対面での面接等の実施を可とする。	・感染防止策を講じた上で、一部の活動を可とする。	・自宅で可能な研究活動は、自宅で行う。 ・自宅外での研究活動は、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、現場での滞在期間を減らして実施する。	・高知県に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用されている時または高知県がこれらと同等の感染状況にある時は、他県への移動は慎重に判断する。	・許可された場合を除き、対面による行事・イベントは中止又は延期する。	・感染防止策を徹底し、業務の優先度を精査して実施する。 ・業務の性質上可能な業務はテレワークに移行する。	・感染防止策を講じた上で、対面での実施を可とするが、原則オンライン会議とする。 ・外部との打合わせは原則オンライン会議とする。
3 制限 (大)	・緊急性を伴う場合や国家資格等の取得に必須の場合並びに、徹底した感染対策を講じることができ一部の実験、実習、実技は、対面で実施し、その他の授業はオンラインで実施する。	・許可された場合を除き、原則教室での筆記試験、対面での面接等は禁止とする。	・課外活動は原則禁止とする。	・可能な限り自宅で研究活動を行う。 ・自宅外での研究活動は、自粛する（研究の継続上やむをえない場合は、所属部局長の許可の下、実施する）。		・対面による行事・イベントは中止又は延期する。	・感染防止策を徹底し、業務の優先度を精査して実施する。 ・テレワークを積極的に実施する。	・原則オンライン会議とする。 ・外部との打合わせはオンライン会議とする。
4 制限 (活動の停止)	・キャンパスへの学生の入構を禁止し、オンライン授業のみ実施する。	・教室での筆記試験、対面での面接等は禁止とする。	・課外活動は禁止とする。	・自宅で研究活動を行う。 ・自宅外での研究活動は禁止する（所属部局長の許可の下、最低限の研究活動維持に必要な研究スタッフの学内への立入りは可とする）。		・対面による行事・イベントは中止又は延期する。	・事務機能の維持、大学の設備等の維持管理、緊急事態に対応する職員のみ出勤し、他の職員はテレワークとする。	・全てオンライン会議とする。 ・外部との打合わせはオンライン会議とする。

- ・黄色は現在のレベルを示しており、今後の感染状況の変化等により、本学危機対策本部において随時見直しを行います。
- ・この活動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じてキャンパス又は部局ごとに判断することがあります。
- ・医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動指針の適用範囲外とします。
- ・教育学部附属学校園は、本活動指針における本学のレベルや近隣学校、教育委員会等の対応を参考に、別途判断します。
- ・大学入学共通テストの実施については、レベルにかかわらず、大学入試センターからの指示に従って行います。
- ・県外移動については、国もしくは県からより強い県外移動制限がかけられる場合は、それによるものとします。